

日韓合同授業研究会会報

# 第 95 号

2014年11月30日発行

## 学習会「道徳」教育とは何か

～大森先生の講演を聞いて～

安藤

やや勢力を衰えながらも台風 19 号が関東に接近した、10 月 13 日（月）振り替え休日に、新宿の多文化共生プラザにおいて、東京学芸大学の大森先生から「道徳教育」についてお話をいただきました。

大森先生は、勤務される東京学芸大学において、この度明治時代からの道徳教育の歴史の変遷をまとめた、ポスターを作製し、その資料を見ながらお話をいただいた。このポスターを作るきっかけは、ひとつには学生に対して、道徳教育についてもっとその経緯について関心を持ってもらいたいこと、もうひとつは、世間特にメディアに対するアピールということです。

（以下別添資料「ポスター」 p 6～p 9 参照）

ポスター教育資料展示 1 には、まず①1900 年の文部省令第 1 4 号（抄）による小学校学籍簿がある。現在の「道徳」にあたる修身は各科目の一番上に置かれていることが注目される。実際にどのように評価がされていたかは、この資料ではわからないが、これとは別に奈良高等師範学校の通知簿には、修身を 1～10 の段階で評価されていたということである。どのようなことが評価基準になっているかは不明だが、すでに評価がはじまっていたということである。

修身が諸科目の上におかれているという構成は以降、戦後まで続いていること（ポスター I ②～⑤参照）がわかるが、④小学校令施行規則 1938.1.29 文部省令第 2 号（抄）によると、学業成績中教科目の成績は十点法により操行は優良可の区別に依り記入することとの注意事項があることから、修身の評価もそのとおり記されたことが考えられる。そのうち 1941 年より教科「修身」の成績は従来の 10 点評定から 6 点評定（秀・優・良上・良・良下・可）

### 目次

学習会「道徳」教育とは何か	1
道徳の教科化を」前に	4
『非業の生者たち—集団自決 サイパンから満州へ』を読んで	6

となったとある。

ポスター教育資料展示2では、そもそも道徳評価は「愛国心」の育成を目的にしていることがわかる。明治憲法発布の翌年にだされた教育に関する勅語（1890年）にある「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし」が最重要な道徳的価値とされ1891年文部省令第11号で教科「修身」が行われた。「一旦緩急あれば（中略）扶翼すへし」の意味は1891年の「教育勅語衍義」では「徴兵の際には命令には必ず喜んで受けて応ずるべきで決して逃亡して任地に赴くことを避けてはならない。」「男子は国家のために死ぬことが一番愉快である。」とある。1926年の「教育勅語謹解」では上の徳目が生かされて「国光を宇内に宣揚した。（戦果をあげた。）」としている。

このように戦前の「修身」は国民皆兵となることが最重要であり、そのために必要な人間の育成が修身の目標であったことが考えられる。大森先生はこのような戦前の道徳（修身）についての研究がほとんどないことを指摘されたが、私も特に戦前の全体主義を引っ張って行った、「修身」の教育実情があまり顧みられず、「良かった」「悪かった」という観念論ばかりが先行していると思う。実際にどのように行われていったかの検証が必要なのではないか。

教育資料展示3では戦後の道徳教育の変遷をたどっている。

まず戦後教科「修身」はGHQ指令と、1948年教育勅語失効決議で解体されその評価も停止した。学籍簿については国が法規で決定するのをやめ、国が参考様式を示し、各校が適宜作成するものになった。⑥小学校学籍簿（1948年）には地方ならびに学校の特殊性に応じて、適宜記入事項を変更もしくは附加されてもさしつかえない。（小学校学籍簿について（通達）1948.11.12発第510号（抄））とされ、戦前に比べ緩くなったことがわかる。また「修身」の評価はなくなった。

1949年学籍簿は指導要録に名称変更され、その後1958年国は学校教育法施行規則を改正して「道徳の時間」を特設するが、「道徳」の評価は、このあとの参考様式にも見られない。

大森先生は、しかし当時一方ではGHQ内部において、新教育勅語を出してもよいという意見があったり、平服の御真影を請求されたりとも指摘され、戦後教育が戦前の理念を全く払しょくしたわけでもないことを考えさせられる。

⑦は1955年9月13日小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について（通達）1955.9.13文初第373号（抄）による小学校指導要録である。指導要録は通達の中で指導要録の成案を文部省が作成し、これを参考に各校長裁量で作成するという流れが出来上がった。大森先生はここでもこの「裁量についての検証、研究がない。」と指摘された、ここに事実上の指導要録の文部省主導が始まった。この形はその後も続き、⑩小学校指導要録1991年では、1990年より観点別評価が入りだした。

教育資料展示4では、2001年の参考様式に教科「社会」に「愛国心」に関する評価欄が作られた。小学校6年「社会」の「社会的事象への関心・意欲・態度」の評価欄について教員にABC3段階で評価することを求めるようになった。

2001.4.27文初第193号別紙第1別添1-1「我が国の歴史と政治及び国際社会における我が国の役割に関心を持ち、それを意欲的に調べることを通して、我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情を持つとともに（後略）」とはじめて「愛国心」に言及し、それを具体化した様式になっている。2010年の指導要録では、2007年改正教育基本法の愛国心教育規定（「我が国の国と郷土を愛する態度を養う」）を受けて「教育基本法」→「学校教育法施行細則」→「学習指導要領」→「指導要録」のラインで制度化されてきている。

2014年2月17日 文部科学大臣は「道徳の時間」の位置づけを「特別の教科 道徳」とするための学校教育法施行規則の改正などをうちだしました。「道徳」に評価を導入することも打ち出し、「賛否両論」のある中「中教審道徳教育専門部会」で審議し、間もなく（10月13日時点）で答申が下りることになっています。

大森先生や雁部先生が傍聴し、一部をお話していただきましたが、「教科道徳」の評価が答申に盛り込まれる見込みである。

このような中で私たち「日韓合同授業研究会」では現状のような「愛国心」強制の道徳導入にいかなる態度で臨めばよいのか、大森先生らは、文部科学省への反対陳情だけでなく、「ポスター」によって、学生たちに「道徳」教育の変遷を伝えようとしています。

（この学習会の後10月21日 中教審答申があり、「教科道徳」の評価が（予想通り）答申された。雁部先生の言葉をかりるなら、戦後70年たつて「妖怪」が動き出した、瞬間であった。）

私の勤務する茨城県では、2000年代に入ってから、全国にさきがけて、高校のカリキュラムの中に「道徳」が取り入れられることになった。実際は高校1年生の「総合学習の時間」を道徳としている。また履修にあたり、「ともに歩む」という副読本が作られ、一部内容を変えながら使用されている。作製者の中には、私の所属する茨城県高等学校教育研究会公民部の先生も加わり、後日その作製についての苦労話を聞くことが出来た。社会の様々な関心の中で、かなりの試行錯誤をされたようである。そのため、人間の個人的な内面について考察したり、郷土の先人についての文章だったり、文科省がめざす「愛国心」教育とは少し趣きが違うようにも思われる。（現場の教員のせめてもの頑張り と捉えることもできよう。）しかしこの内容も近い将来大きく変わっていくことが想定される。ますます現場の責任は重くならざるを得ず、思わずため息を吐いてしまうのが現実である。

中教審答申を受け取る下村文科大臣 2014年10月21日 大森撮影



# 道徳の教科化を前に

大森

2014年10月21日、雁部さんと私は、文部科学省第2講堂の傍聴席にいた。中央教育審議会の答申「道徳教育に係る教育課程の改善等について」（「2014 答申」）が安西祐一郎会長（日本学術振興会理事長）から下村博文文部科学大臣に手渡されるのを見届けるためだった。取材陣からは「大臣こちらも向いてください」との声が上がり、大臣がそれに応じるとカメラのシャッター音が議場に響きわたった。答申が文科省に求めたのは次の4点だ。

- (1) 小中学校における週1コマの「道徳の時間」の位置づけを「特別の教科 道徳」（仮称）に変えるため学校教育法施行規則を改正すること（「道徳の教科化」）。
- (2) 現行の「道徳の内容」小学校22項目（第21が愛国心）と中学校24項目（第23が愛国心）を「特別の教科 道徳」に対応させて改善するため学習指導要領を改訂すること。
- (3) 「特別の教科 道徳」に検定教科書を導入すること。
- (4) 「特別の教科 道徳」に評価を導入するため小中学校の指導要録を改訂すること。

下村大臣が挨拶に立ち、次のように述べた。「ご提言をしっかりと受け止めて今後の道徳教育の改善のため必要な制度改正を進めて参ります」。上の具体化に法改正は不要なため、下村大臣の言葉通りに制度改正は進むだろう。ただし、答申翌日に『静岡新聞』『信濃毎日新聞』ほか各紙に掲載された共同通信の配信記事が指摘したように、(2)の改訂学習指導要領の書きぶりには曲折が予想される。詳細に記せば国は道徳的価値観への介入を批判されることになり、骨だけ記せば学習指導要領に準拠して作成される教科書検定の基準が大まかになり基準の役割を果たさなくなる。とくに(3)(4)の詳細は未決であり、今後、教職員・市民・研究者・マスコミが果たす役割が次世代への責任という点から重くなっている。具体的には3つの課題がある。

第1は、日本における道徳教育の歴史の中に「道徳の教科化」を位置づけてその意味を明確にすることだ。1890年の教育勅語から10年後、1900年の小学校令施行規則により戦前の道徳教育の制度枠組みは確立するが、そこには「愛国心教育」「教科化」「検定教科書」「評価」（修身の国定教科書は1904年度から）という4つの特質があった。今次の答申には戦前の道徳教育制度の「復活」という側面があり（表1参照）、国による道徳的価値観の公定（戦前は教育勅語、現在は学習指導要領）と子どもたちへの強制（戦前は学籍簿、今後は指導要録）が進むことが危惧される。

第2は、現政権下における政策総体の中で「道徳の教科化」がもつ意味を明らかにすることだ。安倍政権が愛国心教育と道徳教育を重視しているのは、格差拡大と能力主義がもたらす人々の不満が体制への批判に発展することに危機感を抱き、体制を維持するイデオロギーの役割を愛国心と道徳教育に期待しているからだ。こうした教育政策観の原点となった1966年の中教審答申別記「期待される人間像」について、山崎政人は次のように分析している。「後期中等教育が能力主義にもとづいて多様化されると、必然的にハイタレントとロータレントの選別が行なわれる。そして前者は優越感を、後者は劣等感をいだき、両者の間に深い亀裂が生まれることは避け難い。ことにロータレントのレッテルを張られた者は被差別意識をもち、体制に批判的になる恐れがある。これらの人たちを従順に、分に従って生産に参加させ、経済成長のにない手に」（山崎政人『自民党と教育政策』1986年）するため、政府・自民党は同答申別記の次の文言「天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通じる」に依拠して、戦前の道徳教育の「復

活」を試みてきた。格差の拡大を背景にして、政権が「道徳の教科化」に寄せる期待は、いまかつてないほど高まっている。

第3は、「道徳の教科化」の政策ロードマップに対処することだ。第1段階は、小・中・高の学習指導要領の全面改訂に向けた文科大臣の中教審への諮問であり、さる11月20日に行われた。その「目玉」として新聞が報じたのは高校における日本史必修と「社会参画の力を育む新科目」だった（『朝日新聞』11月21日）。とくに後者は、「道徳の教科化」を高校に広げる動きであり、日本史必修と共に愛国心教育の拡充に向けた政策の意図が鮮明だ。併せて問題にしなければならないことがある。この諮問には、本来であれば今次指導要領改訂の最大の論点である「道徳の教科化」を、あたかも既成事実として一切論じさせないという戦略的意図があったことだ。「2014答申」に依拠した「道徳の教科化」の切り離し先行実施政策だ。第2段階は、「2014答申」にもとづく文科省による学校教育法施行規則の改訂（「特別の教科 道徳」の新設）と小・中の学習指導要領の道徳編の先行改訂だ。こうした先行改訂が「行われるだろう」という観測と（先行させないと検定教科書が準備できない）、「行われないだろう」という観測の両者がある。1958年の「道徳の時間」特設が小・中の学習指導要領の全面改訂に先行して実施された前例もあり、今後の展開は予断を許さない。第3段階は、文科省による道徳教科書の検定基準の確定と教科書会社による道徳教科書の出版と検定。第4段階は、2014年11月20日諮問に対応した答申と文科省による小・中・高の学習指導要領の全面改訂。第5段階は、文科省による小・中・高の指導要録の参考書式の確定である。以上をふまえて、「道徳の教科化」「英語の教科化」「学力・評価観改善」を3本柱とする戦後最大規模の指導要領と指導要録の改訂が行われ、小学校は2020年、中学校は2021年、高校は2022年から実施される見込みだ。

上記のなかで筆者がもっとも危惧しているのが、教職員・市民・研究者・マスコミによる十分な対応を欠落させたまま第2段階が「行われてしまう」ことだ。

上記した3つの課題に取り組むには第1の歴史課題を土台にするのがいい。筆者はそのように考えて、中央大学の池田さん（教育行政学）と協力して教育史料ポスター「道徳の評価の歴史」（4枚組 <http://www.u-gakugei.ac.jp/~omori/>よりダウンロード可・p6からp9に掲載）を作成し、10月17日より東京学芸大学などで展示する取り組みを行っている。この取り組みについては、共同通信の取材による配信記事が10月22日付で朝刊約30紙に掲載され、朝日新聞による報道が10月31日朝刊に掲載された。管見の範囲内でもB1版が1000セット印刷されて全国各地に掲示されている。だが、いま教育界の直面している危機的な状況に、ポスター掲示だけで対応できるものではない。まずは第2段階への対応を軸にして幅広い協議を多くの人々と重ねていきたい。

表1 各時期の道徳教育の比較

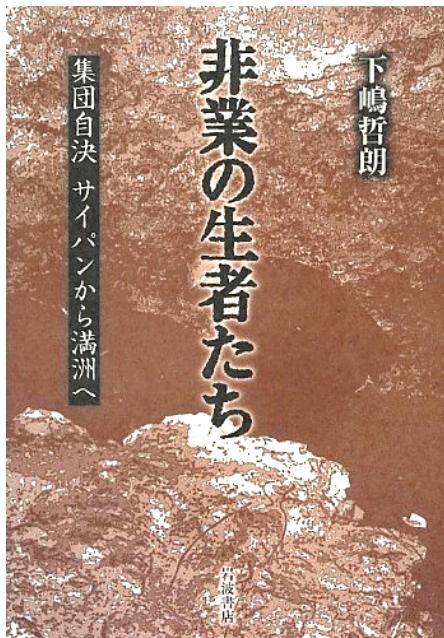
比較項目	1900 小学校令施行規則他	1958 学習指導要領改訂他	2014 中教審答申
愛国心教育	○	○	○
教科化	○	×	○
検定教科書	○	×	○
評価	○	×	○

大森直樹作成

# 『非業の生者たち ー集団自決 サイパンから満州へ』を読んで

著者 下嶋哲朗 発行所 岩波書店 2012年5月30日発行

## 雁部



非業の死者・生者たちが伝える内容は、彼らにとっての「未来」である「今」を生きる私たち、私自身のありようを問わずにはおかない、厳しく重いものであった。

「書評」を書く自信のない私は、下嶋さんから「文章の切り取り」の許可を頂いた。以下は下嶋さんとの関わり、『非業の生者たち』の切り取り内容と私の感想である。

下嶋さんと初めにお会いしたのは、1982年9月7日、京成「荒川駅」近くの荒川河川敷だった。その数日前から、関東大震災時に虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し、追悼するために、河川敷の発掘調査が始まっていた。私は担任している6年生を引率して、調査の見学に行ったのだが、そこで子どもたちに説明をしてくれたのが、『関東大震災で虐殺された朝鮮人の遺骨を発掘し追悼する会』のメンバーである下嶋さんだった。この後、私もこの会に参加することになる。当初の会長は、立教大学の山田

先生で、ついで絹田先生が長く会長をなさった。

この日、発掘現場で朝鮮第一初中級学校（日暮里）の生徒たちと出会い、下嶋さんの仲立ちで、私のクラスと朝鮮学校との交流が始まったという経過がある。

下嶋さんが石垣島で描いた絵本『ヨーンの道』を学年全体で学習し、保護者会にお話にきてもらったりもした。墨田区のいくつかの学校でみそばあちゃんとの交流がはじまり、子どもたちは沖縄の「あぶらみそ」に舌鼓をうったものだ。

『ヨーンの道』は、みそばあちゃん・宮良幸さんの聞き書きを元にしてている。下嶋さんは沖縄・石垣島に1976年から77年にかけて、家族ごと移り住んでいた。その石垣島で、沖縄・読谷村のチビチリガマの集団自決のことを知ったという。

地元の人々がタブーとしていたチビチリガマの調査を、粘り強く説得して、読谷村の人々を中心に調査が始まったのは1983年3月だった。この内容は、『南風の吹く日 沖縄読谷村集団自決』（1984年 下嶋哲朗著 童心社）に書かれている。

『非業の生者たち ー集団自決 サイパンから満州へ』は、チビチリガマから、サイパン、グアム、テナアン、フィリピン、旧満州の下嶋さんが30年をかけてこだわってきた「集団自決」の総まとめともいえる著作だ。

集団自決がなぜ起きたのか。下嶋さんは「強いられた自発性」（セットの思想）と、「鬼畜米兵のプロパガンダ」（日本兵が現に行ってきた残虐行為の投影）いう。

## 「内面化」された子の行為

明治天皇の「教学聖旨」を湧水として、山県有朋になる「軍入訓誡」、「軍人勅諭」、「教育勅語」、「修身教育」等々が合流、国民はあれよあれよというまに軍国主義の大河となった。その大海への河口が昭和の東条英機になる「戦陣訓」である。つまり集団自決の由来（オリジン）は「教学聖旨」さらにその素となる近衛兵の反乱竹橋事件に求められるけれど、その実行の最高命令者は東条英機である。

政府は「戦陣訓」の精神を、将兵を超えてすべての国民にも義務的なものとした。内閣に情報委員会を設置すると同時に、全国民の回覧を目的に創刊された『週報』などは、これを「国民の心とすべき」であると、いざというときの自決をあからさまに求めた。

こうした政府の方針に世の常とはいえ、出版社等は便乗した。41年だけでも『戦陣訓述義』、『戦陣訓話』など12種の解説書が出版され、さらに吉川英治が関わる歌詞「名をこそ惜しめ武士よ散るべき時に清く散り御国に薫れ桜花」と悲壮美たっぷりの「戦陣訓の歌」がビクター、ポリドール、キング3社から売り出され普及した。集団自決に帰結することになるこの歌は現在も自衛隊で歌われていると、インターネット検索で知ったときは、さすがに鳥肌が立った。少年少女自衛隊員は彼ら彼女らの「仕事の道具」をつかみ“玉砕”の歌を歌っているのである。

子ども向けとしては「たましひをきたへる少国民の戦陣訓」、『少年愛国戦陣訓物語』など五種の教材が出版され〔戦陣訓カルタ〕まで登場した。さらに「戦陣訓」は学校教育にもとりいれられて暗記が推奨された。子どもたちに、強制による死をあたかも自発的行為として内面化させたものが、ほかならぬ学校教育であれば、集団自決の意味は自明の理であろう。セットの思想は大勝利を収めた、七千五百万国民を、65年かけて無思想的無抵抗人間に作りあげたのである。このことの証明は実例からいくらでもできる。集団自決にあたり、子は手をかける親にあくまでも従順だった。その一例を兼島文子さん（当時12歳）の証言にみたい。

私の両親と親戚は、サイパンのきれいな海を前に集団自決の方法を協議していました、海に飛びこもうか、手榴弾で死のうか……。でも、私には何の感情もありません。ただ親に従う、反対しない。死ぬことも親に従うだけですから。

「セットの思想」は唯々諾々ニintaiシフクジュウする人間作りだけに、澄み渡った目をもつ「素直で良い子」が量産されたのだ。すでにセットの思想を内面化させた親はその子らに手をかけ、子はその親にただフクジュウした——このことがサイパンから満州までたてつづけにくり返されたのである。

## P183 鈴木洋邦さんの証言より

教え子に、死ね、と叩きこんだ当の先生が生きていた。

だからねえ、悔しい、というか何と言っているのか、鬼畜につかまったら、鼻切られたり、耳そがれたり、逆さにされて身を引き裂かれる、女は強姦されて……。だから死して虜囚の辱めを受けるな、死なねばならぬ。北先生は3年生から6年生までずっと、そんなことを教えたんです。先生は偉い人ですから、わしら子どもは信じました。そんな教育したんだからねえ。何かお話があつていい。両手を挙げれば殺されないと、せめてこれくらいを教えてくれていたら、家

族は死なずにすんだんですから。

少年は、義兄 S さんの首切りに甘んじ、さらにその死を確実にするべく、北先生の教えに導かれて舌を噛み切ろうとした。生き残ったのは少年の意志に反するのである。

沖縄で自決を軍人が命令したとかしなかったとか（大江・岩波裁判）・・・、わしらは命じられれば自決する、命じられなくても自決する。そういう教育を受けとったんです。だから自決したんです。

下嶋さんは、「集団自決という言葉の検証」という項をおこし、ドイツのユダヤ人の行動と対比して述べている。

p 4 1 2

では日本人はとみると 65 年の間には、トルストイ思想、非戦論を日本に紹介するものがいて、その実践者がおり、自由民権運動があり、水平社運動があり、石川啄木がいて、小林多喜二のいのちを賭した文学をもった。それでも結局日本人は、たとえば自由民権家中江兆民によって「考えることが嫌いな国民」、「忘れることを善とする国民」だと、痛烈に批判されるに至る羊なのである。時はさがり詩人石原吉郎の日本人へ向ける絶望ともいえる眼差しは敗戦後、シベリア抑留の帰還から始まっている。

だが忘れてはならない。チビチリガマで愛するわが子の命を守るべく、サイパン帰りのオジイに反抗した 4 人の母親たちの存在を。シムクガマで 1000 人といわれる村人を救ったハワイ帰りの比嘉平治さんの存在を。

プリーモ・レーヴィイが、アウシュヴィッツはある世界観の論理的発展の帰結であると断じたように、「世界に例を見ない、日本人特有の死の形」、と定義する（集団）自決—日本のホロコーストもまた、「セットの思想」による論理的発展の帰結にほかならなかったのである。この巨大な化け物に反抗した、まともな人々が、少ないけれども存在したのだ。この事実と人びとを忘れることは、希望を捨てることに他ならない。

10 月 21 日、文部科学省は中教審の答申を受けて、「道徳」の教科化と評価を実施するとしている。「愛国心」が評価の対象となる。

私には、新たな「セットの思想」が闊歩しはじめたと思える。グローバルな、さらに進化した新自由主義を押し進める力と結んで、「愛国心」を軸に、ひとりひとりの人間を軽んじ、死にもおいやるものだ。

またもや、私たちは資本と権力の思いのままに、「国のために命を捧げ、進んで自決する人間をつくる教育」に踏み出すのか。それに抗する力は、あまりにも弱くないか。日教組は、『子どもたちを再び戦場に送るな』のローガンをかかげた、戦前・戦中の教師たちの痛恨の思いを軽く投げ出してよいのか。

日韓合同授業研究会は、小さな集まりだが、権力の悪に対して、粘り強く闘ってゆきたい。

歴史は将来、今を厳しく吟味することだろう。

ウリ 95 号 2014 年 11 月 30 日

日韓合同授業研究会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-11

マールコート麹町 303

吉峯総合法律事務所内

事務局連絡先

E-mail [larrabee1991@yahoo.co.jp](mailto:larrabee1991@yahoo.co.jp)

会費納入先

郵便振替 00170-1-428530